

成長戦略のための新たな研究開発法人制度について

(新たな研究開発法人制度創設に関する有識者懇談会(平成25年11月19日)) **資料3-2**

総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、下村文科大臣と山本科技担当大臣の下、有識者懇談会(座長:門永宗之助委員)を開催。以下の結論が得られた。

総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」の実現が必要

- 1 我が国の科学技術の現状は、新興国の台頭、欧米諸国の政策強化による厳しい国際競争の中、**世界における存在感を失いつつある。**
- 2 手をこまねいては、躍進する中国の研究所に一拳に追い抜かれる

→ 既存の制度の中でやれることをやるのではなく、やるべきことをやれる制度の創設が必要。

新たな研究開発法人制度のあるべき姿

- ①制度目的 研究開発成果の最大化
- ②ミッション 国家戦略の実施機関として大学企業では実施困難な研究を推進
- ③対象 世界でトップの成果の創出が求められる法人
- ④目標設定 目標は課題解決型
- ⑤評価 将来を見越した評価(過去の達成度に終始せず) 法人の長のマネジメント能力の厳格な評価
- ⑥国家戦略の徹底 主務大臣と法人が一体の運営
- ⑦ガバナンス 選択と集中を図るトップマネジメント
ルーズな経営による無駄発生の排除 等
目標設定や評価等に総合科学技術会議が関与

→ 現行の独法制度とは、目標設定や評価の手法、大臣関与の在り方など、制度の根幹に関わる部分が異なる

独法制度下の問題点、独法制度の趣旨と研究開発の特性

【独法制度下の問題点】

○独法制度創設から10年以上が経過し、これまで様々な努力が行われてきたが、現場から抜本的改革を求める声が絶えない。

【独法制度の趣旨と研究開発の特性】

○独法制度は、数値目標を設定し、その達成度を評価することで、定型的業務の効率化を狙いとする英国のエージェンシー制度がモデル。

○同制度に馴染まない創造的業務を実施する研究開発法人にも独法制度を適用したことが問題

※研究開発の特性:長期性、不確実性、予見不可能性、専門性

結論

成長戦略に資するゼロベースの行政改革を断行し、投入予算に対して最大の成果を得ることを可能とする、**独法制度とは異なる新たな法制度**を創設すべき。